

廃第1438号-3
令和4年12月6日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業に係る行政処分（停止）について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3により産業廃棄物処理業の事業停止を命じたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	千葉県銚子市小浜町2559番地の23 ビジネス環境整備株式会社（代表取締役 新家 雅史） （法人番号2040001062406）
許可の番号	許可番号第01200047272号 許可番号第01220047272号
処分の年月日	令和4年12月6日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業に係る事業の全部の停止（令和4年12月13日から令和5年1月11日までの30日間）
処分理由 〔該当条項を含む〕	<p>ビジネス環境整備株式会社（以下「ビジネス環境整備」という。）は、同社の中間処理場において、複数の排出事業者から産業廃棄物の引渡しを受け、その処分を受託していたものであるが（以下「本件処分受託」という。）、その際、当該各排出事業者はビジネス環境整備と書面による委託契約を行っていなかった（法第12条第6項違反。以下「本件委託基準違反」という。）。</p> <p>また、ビジネス環境整備の本件処分受託に当たって、産業廃棄物収集運搬業者は、産業廃棄物を引き渡す際、産業廃棄物管理票を回付していなかった。（法第12条の3第3項違反。以下「本件管理票回付義務違反」という。）</p> <p>以上のことからビジネス環境整備は、本件委託基準違反及び本件管理票回付義務違反を容易にし、助けたものと認められることから、法第14条の3第1号の「他人が違反行為をすることを助けたとき」に該当する。</p>
備考	—

廢棄物指導課監視指導室

TEL 043-223-2684